マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

SOFTWARE FOR VIDEO CONFERENCING IN MOBILE APPLICATIONS POWERED BY SKYPE FOR BUSINESS

本マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項 (以下「本ライセンス条項」といいます) は、お客様と Microsoft Corporation (またはそのいずれかの関連会社。以下、「マイクロソフト」といいます) との契約を構成します。本ライセンス条項は、上記の本ソフトウェア、およびマイクロソフトのサービスまたはソフトウェア更新プログラムに適用されます (ただし、これらのサービスまたは更新プログラムに新しい条項または追加条項が付属している場合は、当該別途の条項が将来に向かって適用され、更新前のソフトウェアまたはサービスに関するお客様またはマイクロソフトの権利は変更されません)。お客様が本ライセンス条項を遵守することを条件に、お客様には以下が許諾されます。本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。

# **インストールおよび使用に関する権利。**

## **総則。**お客様は、有効なライセンス取得済みの Microsoft Skype for Business Server または Skype for Business Online と通信するバージョンのソフトウェア アプリケーションと共に使用する場合に限り、お客様のデバイスで本ソフトウェアの複製を使用することができます。

## **第三者のソフトウェア。** 本ソフトウェアには、本ライセンス条項または第三者独自の条項に基づいて、お客様にライセンスされる第三者のアプリケーションが含まれていることがあります。第三者のアプリケーションにライセンス条項、通知、および確認事項がある場合は、<http://aka.ms/thirdpartynotices> または付属の通知ファイルでご覧いただけることがあります。かかるアプリケーションに別途のライセンス条項が適用される場合でも、適用される法令により認められる範囲において、下記の免責ならびに損害に関する制限および除外は併せて適用されるものとします。

# **ライセンスの適用範囲。**本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により上記の制限を超える権利が与えられる場合を除き、以下の事項は禁止されています (お客様は以下を行う権利を有しません)。

1. 使用方法を制限するために本ソフトウェアに組み込まれている技術的制限を回避する方法で使用すること。
2. 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること。
3. 本ソフトウェアに含まれるマイクロソフトまたはそのサプライヤーによる通知を削除、最小化、ブロック、または変更すること。
4. 商用、非営利、または収益が発生する活動で本ソフトウェアを使用すること。ただし、お客様が別途の契約に基づく商用使用権を有している場合はその限りではありません。
5. 法に反するような方法で、またはマルウェアを作成もしくは拡散するために本ソフトウェアを使用すること。
6. 本ソフトウェアを共有、公開、頒布、もしくはレンタルすること、本ソフトウェアを第三者が使用できるようにスタンドアロンのホスト型ソリューションとして提供すること、または本ソフトウェアもしくは本ライセンス条項を第三者に譲渡すること。

# **ビデオ コーデック。**本製品は、消費者による個人使用および非商業的使用を前提とし、「AVC PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「VC-1 PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「MPEG-4 PART 2 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSE」に基づいて次の用途に限ってライセンスされています。(i) 上記の規格 (以下「ビデオ規格」といいます) に従ってビデオをエンコードすること、または (ii) 個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードした AVC、VC-1、および MPEG-4 PART 2 ビデオをデコードする、もしくは、かかるビデオを提供するライセンスを有するビデオ プロバイダーから取得したビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細情報については、MPEG LA, L.L.C. から入手できます。<http://aka.ms/mpegla> をご参照ください。

# **輸出規制。**お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンド ユーザーおよびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については <http://aka.ms/exporting> をご参照ください。

# **サポート サービス。**マイクロソフトは、本ライセンス条項に基づいて本ソフトウェアのサポート サービスを提供する義務を負いません。サポートは現状有姿のまま、瑕疵を問わない条件および何らの保証もない条件で提供されます。

# **完全合意。**本ライセンス条項、およびマイクロソフトが追加ソフトウェア、更新プログラム、または第三者のアプリケーションについて提供する場合があるその他の条項は、本ソフトウェアについての完全なる合意です。

# **準拠法および紛争解決の場所。** お客様が本ソフトウェアを米国またはカナダ内で入手された場合、本ライセンス条項の解釈、契約違反に対する請求、およびその他すべての請求 (消費者保護法、不正競争防止法、および不法行為に対する請求を含みます) には、抵触法にかかわらず、お客様の住所 (または会社の場合は主たる業務地) の地域または国の法令が適用されます。お客様が本ソフトウェアを米国またはカナダ以外の国で入手された場合、本ライセンス条項は適用される地域法に準拠するものとします。米国連邦裁判所が設置されている場合、お客様およびマイクロソフトは、裁判所で取り扱われるいかなる紛争についても、ワシントン州キング郡の連邦裁判所が専属的管轄権を有し、同地を裁判地とすることに同意します。連邦裁判所が設置されていない場合、お客様およびマイクロソフトは、裁判所で取り扱われるいかなる紛争についても、ワシントン州キング郡の上位裁判所が専属的管轄権を有し、同地を裁判地とすることに同意します。

# **消費者の権利、地域による差異。**本ライセンス条項は、一定の法的な権利を規定します。お客様は、地域や国によっては、本ライセンス条項の定めにかかわらず、消費者としての権利など、本ライセンス条項と異なる権利を有する場合があります。また、お客様とマイクロソフトとの関係とは別に、お客様は本ソフトウェアの取得取引の相手方に対して権利を取得できる場合もあります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が以下のいずれかの地域で本ソフトウェアを取得された場合、または当該国の強行法が適用される場合、以下の規定がお客様に適用されます。

## **オーストラリア。**お客様は、オーストラリア消費者法に基づく法定保証を有し、本ライセンス条項は、それらの権利に影響を与えることを意図するものではありません。

## **カナダ。**お客様が本ソフトウェアをカナダで入手された場合、自動更新機能をオフにする、お客様のデバイスをインターネットから切断する (ただし、インターネットに再接続すると、本ソフトウェアは更新プログラムの確認およびインストールを再開します)、または本ソフトウェアをアンインストールすることにより、更新プログラムを受け取ることを停止できます。製品付属の文書がある場合は、当該文書にお客様の特定のデバイスまたはソフトウェアの更新をオフにする方法が記載されていることもあります。

## **ドイツおよびオーストリア。**

(i) 保証。適切にライセンスを取得したソフトウェアは、実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおり動作します。ただし、マイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。

(ii) 責任の制限。マイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

# 前項 (ii) に従って、マイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本ライセンス条項の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守 (「基本義務」といわれます) に違反した場合、マイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、マイクロソフトは責任を負いません。

# **あらゆる保証の免責。本ソフトウェアは、現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供されます。本ソフトウェアの使用に伴う危険は、お客様の負担とします。マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任または保証責任を一切負いません。適用される法令によって認められる限りにおいて、商品性、特定目的に対する適合性、または権利侵害の不存在に関する黙示の保証を含め、いかなる黙示の保証についても一切責任を負いません。**

# **責任の制限および除外。上記の保証の免責にもかかわらず損害賠償を受ける正当な根拠がある場合、マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、5.00 米ドルを上限とする直接損害に限定されます。その他の損害 (結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません) に関しては、一切責任を負いません。**

この制限は、(a) 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます) または第三者のアプリケーションに関連した事項、および (b) 契約違反、保証または条件違反、厳格責任、過失、もしくは不法行為等の請求、またはその他すべての請求 (いずれの場合も適用される法令により認められている範囲において) に適用されます。

この制限は、マイクロソフトが損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合にも適用されます。また、一部の地域や国では付随的損害、結果的損害、およびその他の損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。